

令和7年3月

理容所・美容所開設の手引



港区みなと保健所

目 次

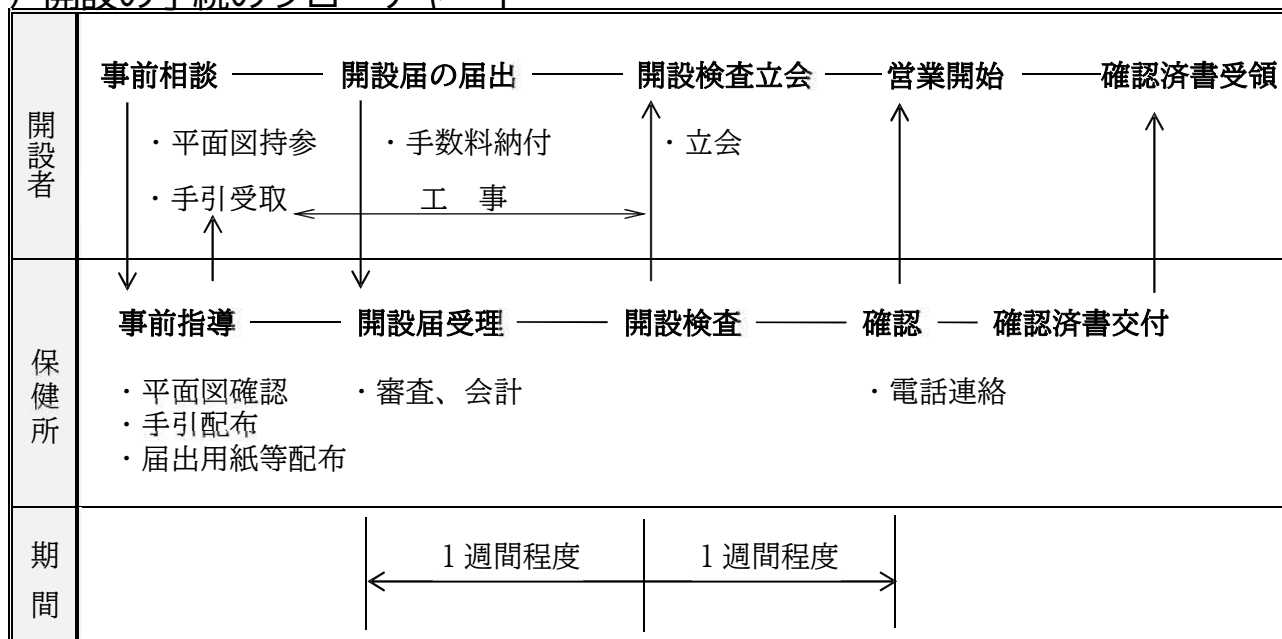
1	理容所・美容所の開設手続	1
(1)	開設の手続のフローチャート	1
(2)	開設の手続	1
(3)	提出書類・手数料	2
(4)	図面記載例	3
2	構造設備の基準及び理容所・美容所について 講ずべき措置	4
3	開設後の施設の維持管理	5
(1)	理容・美容の業を行う場合に講ずべき措置	5
(2)	器具等の消毒方法	6
(3)	従業者の管理	7
(4)	出張業務について	7
4	保健所への届出等	8
(1)	開設届	8
(2)	変更届	8
(3)	従業者変更届	8
(4)	り患治癒届	9
(5)	地位承継届	9
(6)	廃止届	10
(7)	理容師・美容師免許について	10
(8)	証明書について	10

※ 関係法令

■	理容師法（抜粋）	11
■	理容師法施行令（抜粋）	15
■	理容師法施行規則（抜粋）	16
■	港区理容師法施行条例（抜粋）	21
■	港区理容師法施行細則（抜粋）	23
■	美容師法（抜粋）	24
■	美容師法施行令（抜粋）	28
■	美容師法施行規則（抜粋）	29
■	港区美容師法施行条例（抜粋）	33
■	港区美容師法施行細則（抜粋）	35
■	港区理容師・美容師法施行条例及び港区理容師 ・美容師法施行細則の運用指針	36

1 理容所・美容所の開設手続

(1) 開設の手続のフローチャート



(2) 開設の手続

1) 事前相談

施設平面図を持参し、構造設備基準に適合しているか、設計段階で担当者に相談してください。

2) 開設届の届出

開設検査希望日の1週間程前までに、理容所・美容所開設届、関係書類等を保健所に提出してください。また、同時に手数料を納付してください。

3) 開設検査の立会

開設者は、理容所・美容所の開設検査に立ち会ってください。

4) 確認済書受領

開設検査から約1週間後、保健所から連絡を受けたら、保健所へ確認済書を受け取りに来てください。

なお、確認済書の郵送を希望される場合は、レターパックをご準備いただき、あらかじめ担当者に提出してください。

*レターパックについては、受領したことが確認できるレターパックプラスを推奨します。

5) 営業の開始

確認を受けた後、営業を開始できます。

(3) 提出書類・手数料

<提出書類>

- 1)開設届
- 2)構造設備の概要
- 3)施設平面図(3ページ記載例参照)
- 4)従業員名簿
- 5)(理容師・美容師が2名以上の場合)管理理容師・管理美容師の講習会修了証書の本証及びその写し

常時2名以上の場合、管理者の設置が必要です。

※同一人物が、同時に2か所以上の理容所の管理理容師又は美容所の管理美容師となることはできません。

- 6)理容師・美容師免許の本証
- 7)理容師・美容師の健康診断書(発行から3か月以内のもの)
※結核及び伝染性皮膚疾患の有無を記載していること。
- 8)(開設者が法人の場合)登記事項証明書(発行から6か月以内のもの)
- 9)(開設者が外国人の場合)住民票の写し

※住民票の写しには、国籍が記載されていること。

※住民票の写しには、マイナンバーが記載されていないこと。

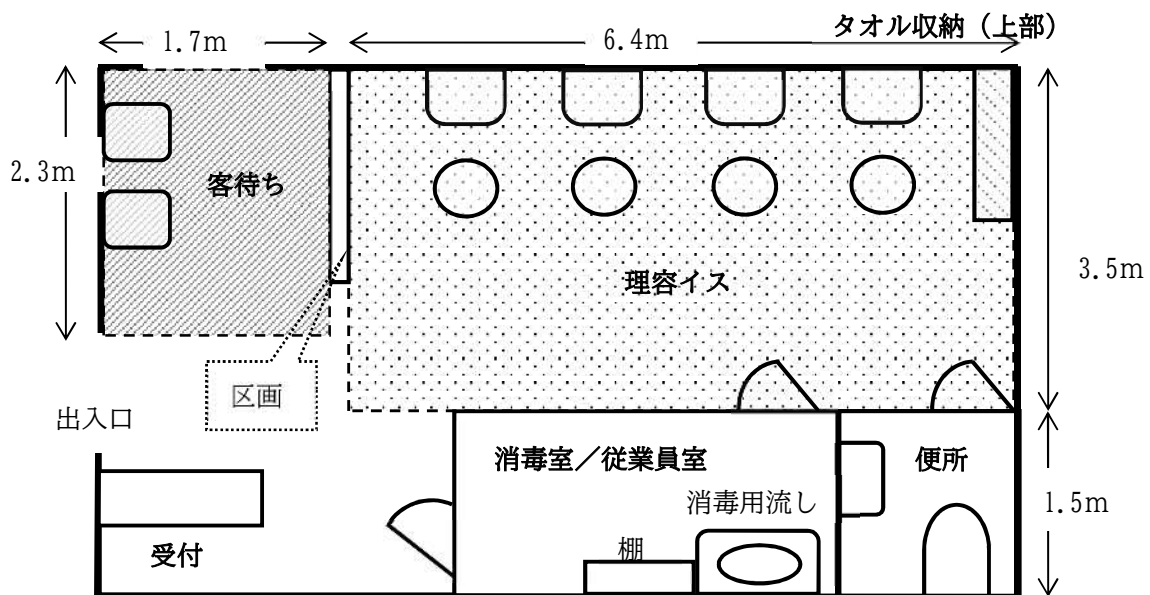
<手数料>

16,000円

※一度納めた手数料は、港区保健衛生事務手数料条例によりお返しすることができませんのでご了承ください。

(4) 図面記載例

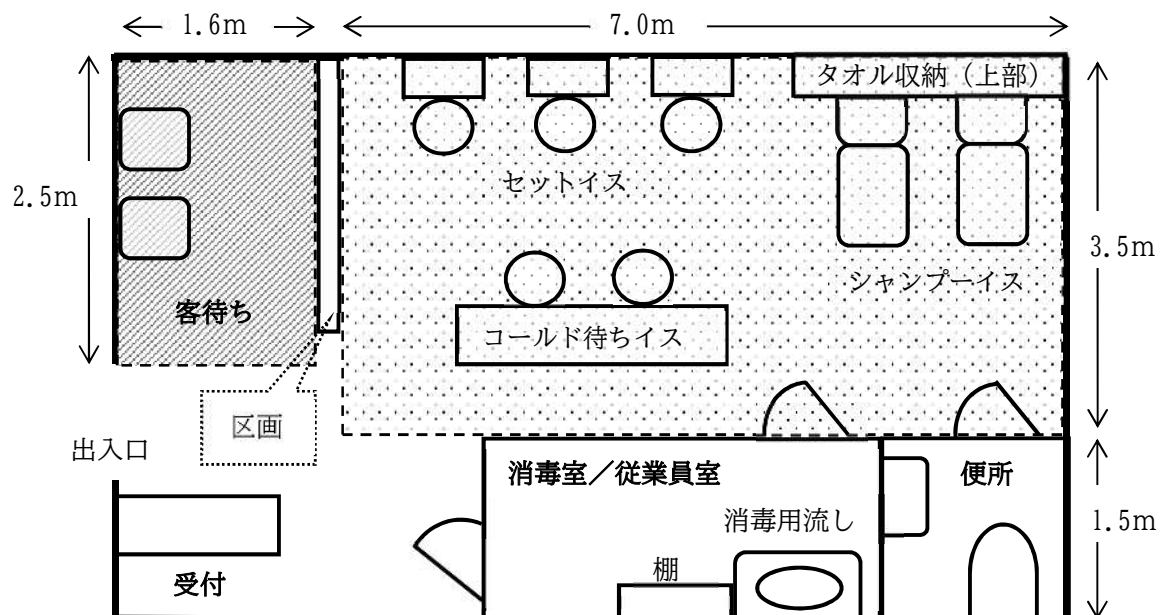
【理容所の平面図】



作業室面積： $6.4\text{m} \times 3.5\text{m} = \underline{22.4\text{m}^2} > 17.9\text{m}^2$ 以上あればよい
(13m^2 (3台) + 4.9m^2 (1台))

※作業室面積 13m^2 までで理容イス 3 台まで設置でき、1 台増すごとに 4.9m^2 の面積追加が必要

【美容所の平面図】



作業室面積： $7.0\text{m} \times 3.5\text{m} = \underline{24.5\text{m}^2} > 16.0\text{m}^2$ 以上あればよい
(13m^2 (6台) + 3m^2 (1台))

※作業室面積 13m^2 までで作業イス 6 台まで設置でき、1 台増すごとに 3m^2 の面積追加が必要

2 構造設備の基準及び理容所・美容所について講ずべき措置

根拠法令等

●：理容師法第12条、美容師法第13条、理容師法施行規則第26～27条、美容師法施行規則第26～27条、
港区理容師法施行条例第3条、港区美容師法施行条例第3条

○：理容所及び美容所における衛生管理要領

港区理容師法条例・美容師法条例及び港区理容師施行細則・美容師法条例施行細則の運用指針

□ 作業室面積		●一作業室は有効面積で <u>13 m²以上</u>とすること。 ○床面積は内法により算定すること。 ※個室は一作業室とみなす。 ※レジ、踏み込み、便所の面積は含まない。 ○休憩室や更衣場所とは明確に区分すること。
□ 客待ち場所		●作業室には作業中の客以外の者をみだりに立ち入らせないこと。 ○客待ち場所は入口から作業室手前までの場所とすること。作業前の客を作業室と明瞭に区分された場所に待機させる措置を講ずること。 ○施設の営業形態、営業方針等により客待ち場所を必要としない場合や公衆衛生上支障ないと判断できる場合は、設置しなくともよい。
イスの数	□ 理容所	●作業室面積が <u>13 m²の場合は、理容イス3台までとし、1台増すごとに4.9 m²の面積が必要である。</u> 例) 理容イスを5台設置する場合 $13 + 4.9 \times 2 = 22.8 \text{ m}^2$ 以上の作業室面積が必要となる。
	□ 美容所	●作業室面積が <u>13 m²の場合は、作業イス6台までとし、1台増すごとに3 m²の面積が必要である。</u>※コールド待ちイスや美顔イスも含む。 例) 作業イスを8台設置する場合 $13 + 3 \times 2 = 19 \text{ m}^2$ 以上の作業室面積が必要となる。
□ 床・腰板		●コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性の材料を使用すること。
□ 洗 場		●流水装置とすること。 ●手指及び器具を洗浄するための流水式の設備を設けること。 ○上下水道に直結したものであること。 ○給湯設備を設けること。
□ 洗 髪 器		●<u>頭髮に係る作業を行う場合は、流水式の洗髪器を設けること。</u> ○原則として上下水道に直結したものであること。
□ 消 毒 設 備		●器具の消毒設備を設けること。
□ 消 毒 器 具		次の消毒器具を備えること。 ○希釈が必要な消毒薬を使用する場合は、薬剤用及び希釈水用の液量計（メスシリンダー）を設けること。 用意するメスシリンダーの例として次のようなものが挙げられる。 （薬剤用 100ml 及び希釈水用 1,000ml） ○薬液容器（消毒用バット）…ふたが付いているもの ○消毒薬剤 ※p6（2）器具等の消毒方法を参照 （消毒用エタノール、逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウム等）
□ 器具・布片		●十分な数量の器具及び客用の布片（タオル等）を備えること。

器具等格納容器	☐ 消毒済	●消毒済み器具を格納するための容器を備えること。 ※清潔を保つためにふたつきとすること。 ○未使用の布片（タオル等）を保管する場所を設けること。
	☐ 使用済	●未消毒の器具を格納するための容器を設けること。 ○使用済みの布片（タオル等）を保管する場所を設けること。
☐ 毛髪箱 ☐ 汚物箱		●ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
☐ 採光・照明		●作業室は採光・照明が十分であること。理容・美容のために作業を行う場合、作業面の照度を 100Lux 以上とする。 ○望ましい作業面の照度基準は 300Lux 以上とする。
☐ 換気		●換気を十分に行える構造設備とすること。〔二酸化炭素の基準：5000ppm 以下〕 ○二酸化炭素濃度 1000ppm 以下、一酸化炭素濃度 10ppm 以下であることが望ましい。
☐ 便所		○専用の手洗い及び石けんを備えること。

3 開設後の施設の維持管理

法令等に基づく維持管理基準は次のとおりです。

（１）理容・美容の業を行う場合に講ずべき措置

（理容師法第 9 条、美容師法第 8 条、港区理容師法施行条例第 2 条、港区美容師法施行条例第 2 条）

理容師・美容師は、理容・美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1) 皮ふに接する布片及び器具を清潔に保つこと。
- 2) 皮ふに接する布片を一客ごとに取り替え、皮ふに接する器具（クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、カミソリ等）を一客ごとに消毒すること。
- 3) その他港区が条例で定める衛生上必要な措置（条例第 2 条）
 - ① 身体は、常に清潔に保つこと。
 - ② 白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。
 - ③ 顔面作業の際は、清潔なマスクを使用すること。
 - ④ 首巻及び枕当てに紙製品を使用する場合は、一客ごとに廃棄すること。
 - ⑤ 客用の被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。
 - ⑥ 消毒済みの器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。
 - ⑦ てい毛用のカップその他客の皮膚に接しない器具で一客ごとに汚染するものは常に清潔に保つこと。
 - ⑧ 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
 - ⑨ 消毒薬は、随時取り替え、常に清潔に保つこと。

(2) 器具等の消毒方法

(理容師法第9条、美容師法第8条、理容師法施行規則第25条、美容師法施行規則第25条)

(理容所及び美容所における衛生管理要領)

皮膚に接する器具は、一客ごとに十分洗浄した後、次の区分に応じてこれを消毒する。

- 1) カミソリ（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。以下同じ。）及びカミソリ以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの

	消毒方法	調整・処理方法
①	煮 沸	沸騰後、2 分間以上煮沸する。
②	エタノール	エタノール水溶液（エタノールが 76.9%～81.4%である水溶液＝消毒用エタノール）中に 10 分間以上浸す。
③	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムが 0.1%（有効塩素濃度 1000ppm）以上である水溶液中に 10 分間以上浸す。

- 2) 皮膚に接する器具のうち、上記1)に掲げる器具以外の器具

	消毒方法	調整・処理方法
①	紫 外 線	紫外線消毒器内の紫外線灯から $85\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して 20 分間以上照射する。
②	煮 沸	沸騰後、2 分間以上煮沸する。
③	蒸 気	80℃を超える湿熱に 10 分間以上触れさせる。
④	エタノール	エタノール水溶液（エタノールが 76.9%～81.4%である水溶液＝消毒用エタノール）中に 10 分間以上浸す、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面を拭く。
⑤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムが 0.01%（有効塩素濃度 100ppm）以上である水溶液中に 10 分間以上浸す。
⑥	逆性石けん液	逆性石けんが 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す。 （例：10%製剤の場合は、100 倍に希釈する）
⑦	グルコン酸 クロルヘキシジン	グルコン酸クロルヘキシジンが 0.05%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す。（例：5%製剤の場合は、100 倍に希釈する）
⑧	両性界面活性剤	両性界面活性剤が 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す。（例：10%製剤の場合は、100 倍に希釈する）

- 3) タオル、布片類

皮膚に接する布片は、清潔に保ち、客一人ごとに取り替えること。

- ① 加熱による消毒は、使用したタオル、布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ器内が 80℃を超えてから 10 分間以上保持させる。
- ② 消毒薬による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒する。消毒後は洗濯し、乾燥して保管するか蒸し器に入れる。
- ③ 血液が付着しているタオル、布片類は、廃棄するか、又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行なうこと。

(3) 従業員の管理

(理容所及び美容所における衛生管理要領)

- 1) 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、従業員に健康診断を受けさせる等、常に従業員の健康管理に注意すること。
- 2) 開設者は、従業員が結核又は感染性の皮膚疾患（トビヒ、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）にかかったときは、その旨を保健所に届け出るとともに、当該従業員を作業に従事させないようにすること。
- 3) 管理理容師又は管理美容師は、理容又は美容が衛生的に行われるように、常に従業員の衛生教育に努めること。

(4) 出張業務について

(理容師法施行令第4条、美容師法施行令第4条、港区理容師法施行条例第4条、港区美容師法施行条例第4条)

(平成28年3月24付生食衛発0324第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)

理容師又は美容師は、理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を行うことが禁止されていますが、次の場合は理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を例外的に行うことができます。

出張業務においても理容師又は美容師は、理容又は美容の業務を行うときの衛生措置の基準を守らなければなりません。

- 1) 疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して理容又は美容を行う場合
 - ア) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にあるものであって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの。
 - イ) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの。
- 2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容又は美容を行う場合
- 3) 社会福祉施設等において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合
- 4) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合

4 保健所への届出等

(1) 開設届

次の場合は、開設の手続が必要です。

- 1) 理容所又は美容所を新たに開設する場合
- 2) 理容所又は美容所を移転する場合
- 3) 理容所又は美容所の仮店舗を開く場合
- 4) 増改築や改装で施設の同一性が失われる場合
(50%以上の内部改造、大規模模様替え、100%以上の増築)
- 5) 経営主体が変わる場合
(ただし、相続、合併、分割及び事業譲渡による承継の手続を経ないもの)
この場合、従来の開設者の廃止届も必要です。

(2) 変更届

次の場合は、変更後速やかに変更を届け出てください。

- 1) 施設名称の変更
＜添付書類＞なし
- 2) 開設者（個人）の住所変更、氏名変更
＜添付書類＞
 - ・住所変更の場合はなし。
 - ・氏名変更の場合は、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）を確認しますので提示してください。
- 3) 開設者（法人）の代表者、名称、住所（本店所在地）の変更
＜添付書類＞変更履歴が読み取れる登記事項証明書
- 4) 構造設備の変更
＜添付書類＞変更後の平面図、構造設備の概要
※施設の改装工事を伴う場合は、程度によって確認の取り直しになる可能性がありますので、計画が決まりましたら、保健所に事前相談をしてください。

(3) 従業者変更届

理容師又は美容師の就職や退職等の従業者の変更があった場合は、速やかに従業員変更届で届け出てください。

- 1) 従事者の就職の場合
＜添付書類＞
 - ① 健康診断書（新たに就職する理容師又は美容師について）
 - ・発行日から3か月以内のもの

・結核・伝染性皮膚疾患の有無が記載されているもの（コピー不可）

- ② 管理理容師又は管理美容師にあっては、管理理容師又は管理美容師講習会修了証書の写し

<提示書類>

- ① 理容師又は美容師免許証の本証（コピー不可）
② 管理理容師又は管理美容師にあっては、管理理容師又は管理美容師講習会修了証書（コピー不可）

2) 従事者の退職の場合

添付書類、提示書類はありません。

（４）り患治癒届

従業員が結核・伝染性皮膚疾患にかかった場合又は治癒した場合は、り患治癒届に当該疾病に関する医師の診断書を添付して届け出てください。

（５）地位承継届

次の場合は、その旨を遅滞なく地位承継届で届け出てください。

1) 事業譲渡による承継

令和5年12月13日から、合併、分割、相続の場合と同様に譲受人は、地位承継届を届け出ることで開設者の地位を承継できるようになりました。事業譲渡を計画している譲渡人は、あらかじめ保健所に相談するようにお願いします。地位承継届の届出は譲受人が行います。

<添付書類>

- ① 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書の写し等）
② 届出者が外国人の場合は、住民票の写し
③ 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

<検査>

開設者の地位が承継された日から6か月以内に当該施設の実地検査を実施します。

2) 相続による承継

開設者（個人）が死亡した場合、その相続人は当該開設者の地位を承継します。

<添付書類>

- ① 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は法定相続情報一覧図
② 相続人が2人以上ある場合、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にとってはその全員の同意書

3) 法人の合併による承継

開設者（法人）が吸収合併又は新設合併により消滅する場合、合併後に存続する法人若しくは設立された法人は、当該開設者の地位を承継します。

<添付書類>

承継する法人の登記事項証明書

4) 法人の分割による承継

開設者（法人）が吸収分割又は新設分割により、分割後に存続若しくは新設される法人は、当該開設者の地位を承継します。

<添付書類>

承継する法人の登記事項証明書

(6) 廃止届

施設を廃止した場合は、速やかに廃止届を提出してください。

(7) 理容師・美容師免許について

理容師又は美容師の免許交付、書き換え、再交付等の申請及び交付、並びに管理理容師又は管理美容師の認定講習会の申し込み窓口は、下記のとおりです。

(公財) 理容師美容師試験研修センター

〒151-8602

東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚01 (8F)

電話：03-5579-6878 (業務部免許登録)

03-5579-6115 (業務部管理講習)

03-5579-6875 (試験部)

(8) 証明書について

開設等の証明が必要な場合は保健所で証明書を発行します。

確認済書の再発行は行っていません。

手続には、営業者の印鑑（シャチハタ不可。法人の場合は代表者印）、手数料（1通300円）が必要です。

なお、確認済書に記載された開設者が地位承継届によって変更となっていることの証明については、必要に応じて証明書を取得してください。

理容師法（抜粋）（昭和二十二年法律第二百三十四号）

（最終改正施行日 令和5年12月13日）

（目的）

第一条 この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第一条の二 この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

2 この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。

3 この法律で、理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

（無免許営業の禁止）

第六条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

（理容所以外の場所における営業の禁止）

第六条の二 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

（理容の業を行う場合に講ずべき措置）

第九条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。

二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。

三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

（免許の取消及び業務の停止）

第十条 厚生労働大臣は、理容師が第七条第一号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、理容師が第六条の二若しくは前条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適當と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

- 3 厚生労働大臣は、理容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。
- 4 第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(理容所の位置等の届出)

第十一条 理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第十一条の四第一項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 理容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその理容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

(理容所の使用)

第十一条の二 前条第一項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十二条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

(地位の承継)

第十一条の三 第十一条第一項の届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした理容所の開設者について相続、合併若しくは分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、当該営業を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした理容所の開設者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(管理者)

第十一条の四 理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所(当該理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者(以下「管理理容師」という。)を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第二項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

2 管理理容師は、理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

(理容所について講ずべき措置)

第十二条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

(立入検査)

第十三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、理容所に立ち入り、第九条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 (略)

(閉鎖命令)

第十四条 都道府県知事は、理容所の開設者が、第十一条の四若しくは第十二条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該理容所において業を行う理容師が第九条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該理容所の開設者が、理容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定に違反した者
- 二 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十一条の二の規定に違反して理容所を使用した者
- 四 第十三条第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第十四条の規定による理容所の閉鎖処分に違反した者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第二号から第五号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(読替規定)

第十七条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定(第四条及び第十一条の四第二項を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

理容師法施行令（抜粋）（昭和二十八年政令第二百三十二号）

（最終改正施行日 平成27年9月30日）

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第四条 理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合

理容師法施行規則（抜粋）（平成十年厚生省令第四号）

（最終改正施行日 令和5年12月13日）

（開設の届出）

第十九条 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。ただし、法第十一条第一項の届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第三号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

- 一 理容所の名称及び所在地
- 二 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- 三 法第十一条の四第一項に規定する理容所にあっては、管理理容師の氏名及び住所
- 四 理容所の構造及び設備の概要
- 五 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
- 六 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
- 七 開設予定年月日
- 八 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第二条第三項に規定する美容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該美容所の名称
- 九 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第十一条第一項の届出がされている場合（前号の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日

- 2 前項の届出書には、理容師につき、同項第六号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 法第十一条の四第一項に規定する理容所を開設しようとする者が第一項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該理容所の管理理容師が同条第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

- 4 外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。

（変更の届出）

第二十条 法第十一条第二項に規定する変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。この場合において、その届出が前条第一項第六号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を、その届出が管理理容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理理容師となる者が法第十一条の四第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

（地位の承継の届出）

第二十条の二 法第十一条の三第二項の規定により譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

一 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 譲渡の年月日

四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。

3 第十九条第四項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

第二十一条 法第十一条の三第二項の規定により相続による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出

しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第二十二条 法第十一条の三第二項の規定により合併による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第二十二条の二 法第十一条の三第二項の規定により分割による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(皮膚に接する器具)

第二十四条 法第九条第一号及び第二号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

(消毒の方法)

第二十五条 法第九条第二号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

一 かみそり(専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒

イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法

ロ エタノール水溶液(エタノールが七十六・九パーセント以上八十一・四パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。)中に十分間以上浸す方法

ハ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒

イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法

ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法

ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法

ニ エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法

ホ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・〇一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

ヘ 逆性石ケンが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

ト グルコン酸クロルヘキシジンが〇・〇五パーセント以上である水溶液中に

十分間以上浸す方法

チ 両性界面活性剤が〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

(清潔保持の措置)

第二十六条 法第十二条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第二十七条 法第十二条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 二 換気 理容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

港区理容師法施行条例（抜粋）（平成二十四年港区条例第十六号）

（最終改正施行日 平成 25 年 4 月 1 日）

（趣旨）

第一条 この条例は、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（理容の業を行う場合に講ずべき措置）

第二条 法第九条第三号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 身体は、常に清潔に保つこと。
- 二 白色その他汚れの目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。
- 三 顔面作業の際は、清潔なマスクを使用すること。
- 四 首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は、客一人ごとに廃棄すること。
- 五 客用の被布は、白色その他汚れの目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。
- 六 消毒済みの器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。
- 七 てい毛用のカップその他客の皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。
- 八 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
- 九 消毒薬は、随時取り替え、常に清潔に保つこと。

（理容所について講ずべき措置）

第三条 法第十二条第四号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 理容の業務を行う一作業室の床面積は、十三平方メートル以上であること。
- 二 一作業室に置くことができる理容椅子の数は、一作業室の床面積が十三平方メートルの場合は三台までとし、三台を超えて置く場合の床面積は、十三平方メートルに理容椅子一台を増すごとに四・九平方メートルを加えた面積以上とすること。
- 三 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 四 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。
- 五 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。

六 手指及び器具を洗浄するための流水式の設備を設けること。

七 頭髪に係る作業を行う場合は、流水式の洗髪器を設けること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第四条 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第四条第三号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。

一 社会福祉施設等において、その入所者に対して理容を行う場合

二 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容を行う場合

（社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例）

第五条 区規則で定める社会福祉施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第三条に規定する措置に適合する理容所に来ることが困難な者（以下「利用困難者」という。）に対して専ら理容の業務を行う理容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第一号及び第二号に規定する措置に代えて、理容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。

港区理容師法施行細則(抜粋)(昭和五十年規則第二十九号)

(最終改正施行日 令和5年12月13日)

(理容所について講ずべき措置)

第五条 条例第三条第七号ただし書の区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、頭髮の刈込、染毛及びパーマネントウェーブ用剤を用いた施術を行わない場合とする。

(社会福祉施設等)

第六条 条例第五条の区規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。)
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム
- 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター
- 四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設
- 五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
- 六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 七 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設
- 八 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院
- 九 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に理容の業を提供する目的で使用するもの

美容師法（抜粋）（昭和三十二年法律第百六十三号）

（最終改正施行日 令和5年12月13日）

（目的）

第一条 この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

（無免許営業の禁止）

第六条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

（美容所以外の場所における営業の禁止）

第七条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第八条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
- 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

（免許の取消及び業務の停止）

第十条 厚生労働大臣は、美容師が第三条第二項第一号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、美容師が第七条若しくは第八条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適當と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

3 厚生労働大臣は、美容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4 第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(美容所の位置等の届出)

第十一条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第十二条の三第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

(美容所の使用)

第十二条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

(地位の承継)

第十二条の二 第十一条第一項の届出をした美容所の開設者が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした美容所の開設者について相続、合併若しくは分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、当該営業を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした美容所の開設者の地位を承継する。

2 前項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(管理者)

第十二条の三 美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者(以下「管理美容師」という。)を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第二項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

（美容所について講ずべき措置）

第十三条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

（立入検査）

第十四条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、美容所に立ち入り、第八条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 （略）

（閉鎖命令）

第十五条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第十二条の三若しくは第十三条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第八条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

（罰則）

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定に違反した者
- 二 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十二条の規定に違反して美容所を使用した者
- 四 第十四条第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第十五条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第二号から第五号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

（読替規定）

第二十条 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第四条第五項及び第十二条の三第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

美容師法施行令（抜粋）（昭和三十二年政令第二百七十七号）

（最終改正施行日 平成27年9月30日）

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第四条 美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合

美容師法施行規則（抜粋）（平成十年厚生省令第七号）

（最終改正施行日 令和5年12月13日）

（開設の届出）

第十九条 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

- 一 美容所の名称及び所在地
 - 二 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
 - 三 法第十二条の三第一項に規定する美容所にあっては、管理美容師の氏名及び住所
 - 四 美容所の構造及び設備の概要
 - 五 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
 - 六 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
 - 七 開設予定年月日
 - 八 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第一条の二第三項に規定する理容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該理容所の名称
 - 九 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第十一条第一項の届出がされている場合（前号の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日
- 2 前項の届出書には、美容師につき、同項第六号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 法第十二条の三第一項に規定する美容所を開設しようとする者が第一項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該美容所の管理美容師が同条第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。
- 4 外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。

（変更の届出）

第二十条 法第十一条第二項に規定する変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。この場合において、その届出が前条第一項第六号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用に係るものである

ときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を、その届出が管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が法第十二条の三第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

(地位の承継の届出)

第二十条の二 法第十二条の二第二項の規定により譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

一 届出者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三 譲渡の年月日

四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。

3 第十九条第四項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

第二十一条 法第十二条の二第二項の規定により相続による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び住所

三 相続開始の年月日

四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第二十二条 法第十二条の二第二項の規定により合併による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美

容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第二十二條の二 法第十二條の二第二項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(皮膚に接する器具)

第二十四條 法第八条第一号及び第二号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

(消毒の方法)

第二十五條 法第八条第二号に規定する消毒は、器具を十分に洗淨した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 かみそり(専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒

イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法

ロ エタノール水溶液(エタノールが七十六・九パーセント以上八十一・四パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。)中に十分間以上浸す方法

ハ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒

イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法

ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法

ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法

ニ エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法

ホ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・〇一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

ヘ 逆性石ケンが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

ト グルコン酸クロルヘキシジンが〇・〇五パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

チ 両性界面活性剤が〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

(清潔保持の措置)

第二十六条 法第十三条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。

二 洗場は、流水装置とすること。

三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第二十七条 法第十三条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

一 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。

二 換気 美容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

港区美容師法施行条例（抜粋）（平成二十四年港区条例第十七号）

（最終改正施行日 平成 25 年 4 月 1 日）

（趣旨）

第一条 この条例は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第二条 法第八条第三号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 身体は、常に清潔に保つこと。
- 二 白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。
- 三 顔面作業の際は、清潔なマスクを使用すること。
- 四 首巻き及び枕当てに紙製品を用いる場合は、客一人ごとに廃棄すること。
- 五 客用の被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。
- 六 消毒済みの器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。
- 七 てい毛用のカップその他客の皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。
- 八 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
- 九 消毒薬は、随時取り替え、常に清潔に保つこと。

（美容所について講ずべき措置）

第三条 法第十三条第四号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 美容の業務を行う一作業室の床面積は、十三平方メートル以上であること。
- 二 一作業室に置くことができる美容椅子の数は、一作業室の床面積が十三平方メートルの場合は六台までとし、六台を超えて置く場合の床面積は、十三平方メートルに美容椅子一台を増すごとに三平方メートルを加えた面積以上とすること。
- 三 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 四 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。
- 五 美容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。
- 六 手指及び器具を洗浄するための流水式の設備を設けること。
- 七 頭髮に係る作業を行う場合は、流水式の洗髪器を設けること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第四条 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉施設等において、その入所者に対して美容を行う場合
- 二 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に美容を行う場合

（社会福祉施設等に美容所を開設する場合の特例）

第五条 区規則で定める社会福祉施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第三条に規定する措置に適合する美容所に来ることが困難な者（以下「利用困難者」という。）に対して専ら美容の業務を行う美容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第一号及び第二号に規定する措置に代えて、美容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。

港区美容師法施行細則（抜粋）（昭和五十年規則第三十号）

（最終改正施行日 令和5年12月13日）

（美容所について講ずべき措置）

第五条 条例第三条第七号ただし書の区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、頭髮の刈込、染毛及びパーマネントウェーブ用剤を用いた施術を行わない場合とする。

（社会福祉施設等）

第六条 条例第五条の区規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を提供するものに限る。）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設（他の号に掲げるものを除く。）

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

六 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設

七 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設

八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院

九 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの

港区理容師法・美容師法施行条例及び港区理容師・美容師法施行細則の運用指針

最終改正 令和 7 年 3 月

1 理容・美容の業を行う場合に講ずべき措置（条例第 2 条）

理容・美容の業を行う場合に講ずべき措置については、通常の理容所・美容所で業を行う場合のほか、港区理容師法施行条例（平成 24 年港区条例第 16 号）及び港区美容師法施行条例（平成 24 年港区条例第 17 号）（以下これらを「条例」という。）第 4 条の規定による出張理容・出張美容を行う場合にも適用される。

第 9 号の消毒薬の取替え頻度は「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和 56 年 6 月 1 日環指第 95 号厚生省環境局長通知）に記載された方法で実施すること。なお、器具の洗浄に使用するスポンジ等や、消毒に使用する薬液容器等は、専用のものを使用すること。

2 理容所・美容所について講ずべき措置（条例第 3 条）

第 1 号の作業室の床面積は、内法により算定する。

第 3 号の作業室に作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないための措置として、理容所・美容所の作業前の客を作業室と明瞭に区分された場所に待機させる措置を講じること。ただし、施設の営業形態、営業方針等により待機場所を必要としない場合や公衆衛生上支障ないと判断できる場合は、これによらないことができる。

第 6 号の手指及び器具を洗浄するための流水式の設備、第 7 号の流水式の洗髪器は、原則として上下水道に直結したものとする。また、給湯可能であることが望ましい。ただし、車両による移動理容所・美容所や船舶内の開設の場合は、これによらないことができる。

3 理容所・美容所以外の場所で業務を行うことができる場合（条例第 4 条）

（1）出張業務の資格

理容師又は美容師であれば理容所・美容所の有無又は雇用の有無にかかわらず、政令の定めるところにより出張業務ができるものである。理容師・美容師が出張業務を行う場合、理容師法第 12 条及び美容師法第 13 条に規定する理容所・美容所について講ずべき措置は適用されないが、理容師法第 9 条及び美容師法第 8 条に規定する理容・美容の業を行う場合に講ずべき措置は適用される。

（2）社会福祉施設等の範囲

第 1 号の社会福祉施設等の範囲は、港区理容師法施行細則（昭和 50 年港区規則第 29 号）及び港区美容師法施行細則（昭和 50 年港区規則第 30 号）（以下これらを「規則」という。）第 6 第 1 号から第 9 号までに掲げる社会福祉施設、病院、自動車のほか、何らかの形で外部から身体に強制又は制限を付されて監督を受けている者が収容されている施設を対象とする。具体的には、刑務所、少年院などである。

(3) 演劇に出演する者等の範囲

第2号の演劇に出演する者等の範囲は、演劇、歌謡、踊り等の舞台に出演する者又は発表会等の催しに参加する者を示す。

4 社会福祉施設等に理容所・美容所を開設する場合の特例（条例第5条）

本条は、社会福祉施設等における理容・美容業務の衛生を確保し、かつ、充実した理容・美容サービスの提供による利用者の福祉の向上を図るため、当該施設等に開設する理容所・美容所に係る衛生上講ずべき措置の特例を定めたものである。

(1) 区規則で定める社会福祉施設等の確認について

本条が適用される理容所・美容所（以下「条例第5条理容所・美容所」という。）は、細則第6条各号に掲げる社会福祉施設等において、条例で規定する利用困難者の用に供するため開設される理容所・美容所である。

したがって、条例第5条の適用に当たっては、開設届の提出時に、当該施設が細則第6条第1号から第8号までに掲げる施設に該当することを関係書面等（施設の許認可の証、許認可等の申請書の写し等）で確認するとともに、理容所・美容所の開設者が施設の開設者と異なる場合には、業務の受託契約書等により、施設における利用困難者の用に供する理容所・美容所であることを確認する。

また、利用困難者を対象に業務を行う移動理容所・美容所については、細則第6条第1号から第8号までに掲げる施設の用に供する場合、上記と同様の確認を行う。

(2) 社会福祉施設等と条例第5条理容所・美容所との位置関係について

社会福祉施設等と条例第5条理容所・美容所との位置関係は、細則第6条各号に掲げる施設においては、原則として施設の同一建物内又は同一敷地内に設置されていることとする。

(3) 衛生上必要な措置について

イ 利用困難者の状態等の勘案

社会福祉施設等において利用困難者が理容所・美容所で施術を受ける場合、車いすやストレッチャーによる出入りや、付添人を伴うなど、施設の種類により様々な利用形態が想定される。そのため、利用形態に応じ、利用困難者の出入りや移動、施術者による理容・美容の業務の円滑な遂行が可能な構造とすること。

ロ 業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さ

施術及び消毒の業務を行う場所に、おおむね0.45メートル以上の動線幅を確保すること。なお、施術を行う椅子と消毒設備の間及び椅子と椅子の間については、一動線として扱って差し支えない。

ハ 客待ち場所

条例第5条理容所・美容所において、作業前の客を待機させる場所を設ける場合には、適当な広さの場所を作業室と明瞭に区分して設けること。

(4) 開設届及び確認済書への記載について

条例第5条理容所・美容所の開設届には、施設名称の右側に、「条例第5条理容所・美容所」と記載すること。また、確認済書の備考に「港区理容師・美容師法施行条例第5条に基づく開設」と記載する。

(5) その他

細則第6条各号に掲げる社会福祉施設等に設置する理容所・美容所で、作業室の床面積が13㎡以上ある場合の取扱いは、あくまでも開設者の営業方針に委ねられる。すなわち、利用困難者のみを対象とする場合は条例第5条が適用され、また、利用困難者以外の者も対象とする場合は条例第3条が適用される。

条例第3条から条例第5条理容所・美容所への変更（又はその逆）の手続は次のとおりである。

イ 構造設備の変更を伴わない場合は、変更届により取り扱う。

ロ 構造設備の変更を伴う場合は、変更の程度に応じて従前と同じ取扱いとする。

すなわち、各条に規定する基準に適合するよう構造設備を変更した結果、変更前と同一性を失っていると認められる場合には、新規の取扱いとし、それ以外は変更の取扱いとする。

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

みなと保健所の施設案内